

開館二十年を経た栃木県立文書館の紹介

栃木県立文書館 上野 修一

1. 設立までの経緯

栃木県立文書館は昭和 61 年 4 月 1 日「古文書をはじめ、将来貴重な歴史資料となる県の公文書その他必要な資料を収集及び管理し、本県の歴史を後世に伝えるとともに学術的な調査研究に供し、もって県民の教育、学術及び文化の発展に寄与することをその目的として」県庁敷地内に新築された東館に設置された。組織は教育委員会事務局の総務課長が館長を兼任し、主幹兼館長補佐（行政）、副主幹（高教）、指導主事（3名：高教）、古文書担当、行政文書担当の嘱託が各 2 名のスタートであった。

文書館設立の直接的な契機は、昭和 43 年に開始された県史編さん事業に伴う古文書等史料の悉皆調査であった。委員長の寶月圭吾先生はその目的として、収集された古文書などの歴史資料の保存と活用を図ること、今回の県史では取り扱わなかった戦後史を編さんする時が来ることに備えて、県の公文書収集と保存を直ちに開始することの重要性を指摘し、文書館設立を目指すべきであるとの指針を示された。その後数年は県立博物館建設構想との関係で、併設・単独両案が検討されたが、昭和 55 年 4 月の栃木県新長期総合計画改訂計画に「文書館の整備」として単独で設置する方針が決定した。

昭和 59 年 3 月栃木県史編さん事業が終了し、4 月には県教育委員会事務局総務課内に文書館開設準備班が設置され、条例、管理規則などが制定された。昭和 61 年 4 月には新築なった県庁舎東館に栃木県立文書館が設置され、10 月 1 日オープンの日を迎えた。以後 20 年、国立公文書館や各都道府県の文書館の方々をはじめ、文書保存に携わる多くの方々の御支援によって 20 周年を迎えることができた。この場をお借りして深甚なる謝意を表する次第である。

2. 文書館の活動

2.1 史料の収集・整理

県史時代からの事業である、古文書の史料所在調査を継続して実施している。昭和 63 年度からは、平成 3 年度までの 4 年間をかけて、県史調査以後の悉皆調査を兼ね古文書の保存実態調査アンケートを実施した。こうした地道な活動を通じて古文書の保存の意義について多くの所蔵家に御理解いただいた結果、開館当初は 20 件 50,796 点だった寄託文書数は、現在では 106 件 218,813 点という数に達しており、来年度以

降も寄託が順番待ちの状況となっている。開館時2名でスタートした古文書専門員も、平成8年度以降は4名に増員され順調に毎年1冊ずつ「史料所在目録」が発刊されている。

行政文書の収集については、当初、昭和25年以前の公文書893冊を管理委任文書として公開したが、現在では3,049冊に及んでいる。収集文書も現在では45,222冊が収蔵されているが、公開に向けての閲覧制限項目の審査が遅れているのが現状である。

施設の面では、既存の収蔵庫がほぼ満杯状態であり、平成19年度の新県庁舎完成に合わせて収蔵庫の増床を要望している。

2.2 史料のデータ化

文書館の開館に先立ち、昭和60年には古文書の分類整理のためパソコン（FACOM 9450）を導入しデータ入力を開始した。この試みは全国の県立文書館の先駆けであり、多くの視察調査があったと伝え聞いている。その後、パソコンの進化とともにデータベースの構造を変更し、コード番号による分類を中止し、任意文字検索方法を採用した。現状では寄託・所蔵古文書190,351点、管理委任文書169,127点、写真帳120,147点、マイクロフィルム96,631点、図書19,850点などをデータ化し、来館者の閲覧を支援している。今後の課題はWebへの対応である。なお、本年度からは古文書の史料所在目録のデータをCD化し配布する予定である。

2.3 普及事業

ア 展示

県民に対して文書館の役割を周知し、収蔵資料の紹介や研究テーマに基づく展示を行うために、小規模（75.7㎡）ながらも展示室を設置している。開館以来、常設展示「文書は語る - 栃木県の歩み」を基本としつつ、年一回の企画展を開催してきた。今年度は二十周年記念企画展として「「もの」づくりにかけた先人の想い」を開催する。常設展示については、昨年度から学校教材史料集で扱ったテーマに関する資料や、寄託・寄贈などによる新規収蔵資料を展示している。

イ 講座・講演会

内外の講師による古文書研修会を継続的に実施している。当初は入門コース1回、応用コース2回の習熟度別に各50人程度のクラスを編成した。その後、受講者の要望によって応用コースは読解に加えて史料から地域史を考える講義形式に変更した。また、平成10年度からは新たに、外部講師による講演会と質疑応答形式の歴史講座を開始し好評を得ている。近年は、入門コースの参加者から複数回開催の要望が多数あったことから、年間5回に変更している。

ウ 市町村文書保存担当者講習会

県に比べて文書館設置が進んでいない市町村における文書保存担当者に対して、文

書館法の主旨に沿った、公文書や古文書等の歴史資料の適切な保存と利用を行うのに必要な知識と技術の普及をはかるために講習会を実施している。講師は職員だけでなく外部講師も依頼しており、幅広い視点から有益な情報が得られると好評である。参加者は県内各市町村の文書事務主管課職員、市町村史編さん担当職員、教育委員会所属の資料館や博物館職員、文化財担当職員等である。

エ 普及教育

職員4名が指導主事（高校教諭）であるという特性を活かして、本館では開館当初から歴史資料の教材化を試みている。実物による教育が効果的である事は多言を要しないが、地域に残された史料を学校教育に活かしていくことは現場の理解が不可欠であり、容易ではない。平成16年度からは指導案例を示した「学校教材史料集」を発行し、職員が史料を持参して授業に参加する学校支援事業を始めるとともに、今年度から実施されている栃木教育振興ビジョンへの「栃木ふるさと学習」の教育政策提言も行っている

3. 今後の課題

現在、地方の行政環境は予算・人員双方ともに厳しい冬の時代を迎えている。そのような中、将来貴重な歴史資料となるべき公文書や古文書の保存利用施設としての文書館は今後どうあるべきかについて、今まで以上に真剣に議論されるべき時であろう。

地域文化の教育的活用の必要性が再認識されつつある今日、当館のように教育委員会に所属する文書館の活動は、史料を保存し利用されるのを待つ受身の姿勢から、保存した史料を次世代を担う子供たちへの教育の糧として積極的に還元する方向性を強く意識することが不可欠であると考えている。文書館及びその専門職（アーキビスト）の位置づけが不明確であるわが国の文書保存利用制度の不備は、地方行政の「冬の時代」である今日、文書館の有するさまざまな矛盾を顕在化している。本県も行政文書を扱う公文書館と、歴史資料を扱う歴史資料情報館（仮称）などへの分離も視野に含めて、組織の見直しを検討していく時期かもしれない。



